

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4712325号

(P4712325)

(45) 発行日 平成23年6月29日(2011.6.29)

(24) 登録日 平成23年4月1日(2011.4.1)

(51) Int.Cl.	F I	
HO4L 9/10 (2006.01)	HO4L 9/00	621A
HO4L 9/32 (2006.01)	HO4L 9/00	675B
HO4L 9/08 (2006.01)	HO4L 9/00	601F

請求項の数 8 (全 29 頁)

(21) 出願番号	特願2004-211396 (P2004-211396)	(73) 特許権者	000006747
(22) 出願日	平成16年7月20日(2004.7.20)		株式会社リコー
(65) 公開番号	特開2005-110212 (P2005-110212A)		東京都大田区中馬込1丁目3番6号
(43) 公開日	平成17年4月21日(2005.4.21)	(74) 代理人	100123881
審査請求日	平成18年12月18日(2006.12.18)		弁理士 大澤 豊
(31) 優先権主張番号	特願2003-321762 (P2003-321762)	(74) 代理人	100080931
(32) 優先日	平成15年9月12日(2003.9.12)		弁理士 大澤 敬
(33) 優先権主張国	日本国(JP)	(72) 発明者	今井 達也
前置審査			東京都大田区中馬込1丁目3番6号 株式会社リコー内
		審査官	青木 重徳

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 通信装置、通信システム、通信方法及びプログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

ネットワークを介して相手先装置と通信を行う通信装置であって、

当該通信装置を一意に特定するための識別情報を含む第1の証明書と当該通信装置を一意に特定するための識別情報を含まない第2の証明書とを記憶可能な記憶手段と、

前記相手先装置と通信を行う際、前記記憶手段に前記第1の証明書が記憶されている場合は前記第1の証明書を前記相手先装置へ送信し、前記記憶手段に前記第1の証明書が記憶されていない場合は前記第2の証明書を前記相手先装置へ送信する送信手段と、

前記送信手段が送信した前記第2の証明書をを用いた前記相手先装置での認証が成功した場合に、前記第1の証明書を前記相手先装置から受信し、該受信した第1の証明書を前記記憶手段に記憶させる証明書設定手段とを設けたことを特徴とする通信装置。

【請求項2】

請求項1に記載の通信装置であって、

前記第1の証明書を前記記憶手段に記憶させた後は、前記相手先装置と通信を行う際、前記第1の証明書を前記相手先装置へ送信することを特徴とする通信装置。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の通信装置であって、

当該通信装置を一意に特定するための識別情報は、当該通信装置の機番であることを特徴とする通信装置。

【請求項4】

10

20

上位装置と下位装置とを備え、前記上位装置と前記下位装置とがネットワークを介して通信を行う通信システムであって、

前記下位装置に、

前記下位装置を一意に特定するための識別情報を含む第1の証明書と前記下位装置を一意に特定するための識別情報を含まない第2の証明書とを記憶可能な記憶手段と、

前記上位装置と通信を行う際、前記記憶手段に前記第1の証明書が記憶されている場合は前記第1の証明書を前記上位装置へ送信し、前記記憶手段に前記第1の証明書が記憶されていない場合は前記第2の証明書を前記上位装置へ送信する送信手段と、

前記送信手段が送信した前記第2の証明書を用いた前記上位装置での認証が成功した場合に、前記第1の証明書を前記上位装置から受信し、該受信した第1の証明書を前記記憶手段に記憶させる証明書設定手段とを設け、

前記上位装置に、

前記下位装置から受信した前記第2の証明書を用いて該下位装置の認証を行う認証手段と、

前記第2の認証手段による認証が成功した場合に、前記第1の証明書を前記下位装置へ送信する送信手段とを設けたことを特徴とする通信システム。

【請求項5】

請求項4に記載の通信システムであって、

前記下位装置は、前記第1の証明書を前記記憶手段に記憶させた後は、前記上位装置と通信を行う際、前記第1の証明書を前記上位装置へ送信し、

前記上位装置は、前記下位装置から受信した前記第1の証明書を用いて該下位装置の認証を行う手段を有することを特徴とする通信システム。

【請求項6】

請求項4又は5に記載の通信システムであって、

前記下位装置を一意に特定するための識別情報は、前記下位装置の機番であることを特徴とする通信システム。

【請求項7】

ネットワークを介して相手先装置と通信を行う通信装置であって、前記通信装置を一意に特定するための識別情報を含む第1の証明書と前記通信装置を一意に特定するための識別情報を含まない第2の証明書とを記憶可能な記憶手段を有する通信装置に、

前記相手先装置と通信を行う際、前記記憶手段に前記第1の証明書が記憶されている場合は前記第1の証明書を前記相手先装置へ送信し、前記記憶手段に前記第1の証明書が記憶されていない場合は前記第2の証明書を前記相手先装置へ送信する送信手順と、

前記送信手順で送信した前記第2の証明書を用いた前記相手先装置での認証が成功した場合に、前記第1の証明書を前記相手先装置から受信し、該受信した第1の証明書を前記記憶手段に記憶させる証明書設定手順とを実行させることを特徴とする通信方法。

【請求項8】

ネットワークを介して相手先装置と通信を行う通信装置であって、前記通信装置を一意に特定するための識別情報を含む第1の証明書と前記通信装置を一意に特定するための識別情報を含まない第2の証明書とを記憶可能な記憶手段を有する通信装置を制御するコンピュータを、

前記相手先装置と通信を行う際、前記記憶手段に前記第1の証明書が記憶されている場合は前記第1の証明書を前記相手先装置へ送信し、前記記憶手段に前記第1の証明書が記憶されていない場合は前記第2の証明書を前記相手先装置へ送信する送信手段と、

前記送信手段が送信した前記第2の証明書を用いた前記相手先装置での認証が成功した場合に、前記第1の証明書を前記相手先装置から受信し、該受信した第1の証明書を前記記憶手段に記憶させる証明書設定手段として機能させるためのプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

10

20

30

40

50

この発明は、ネットワークを介して相手先装置と通信を行う通信装置、上位装置と下位装置とを備え、その上位装置と下位装置とがネットワークを介して通信を行う通信システム、ネットワークを介して相手先装置と通信を行う通信装置による通信方法、およびネットワークを介して相手先装置と通信を行う通信装置を制御するコンピュータに実行させるプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来から、それぞれ通信機能を備えた複数の通信装置をネットワークを介して通信可能に接続し、様々なシステムを構築することが行われている。その一例としては、クライアント装置として機能するPC等のコンピュータから商品の注文を送信し、これとインターネットを介して通信可能なサーバ装置においてその注文を受け付けるといった、いわゆる電子商取引システムが挙げられる。また、種々の電子装置にクライアント装置あるいはサーバ装置の機能を持たせてネットワークを介して接続し、相互間の通信によって電子装置の遠隔管理を行うシステムも提案されている。

10

【0003】

このようなシステムを構築する上では、通信を行う際に、通信相手が適切か、あるいは送信されてくる情報が改竄されていないかといった確認が重要である。また、特にインターネットによる通信を行う場合には、情報が通信相手に到達するまでに無関係なコンピュータを経由する機会が多いことから、機密情報を送信する場合、その内容を盗み見られないようにする必要もある。そして、このような要求に応える通信プロトコルとして、例えばSSL (Secure Socket Layer) と呼ばれるプロトコルが開発されており、広く用いられている。このプロトコルを用いて通信を行うことにより、公開鍵暗号方式と共通鍵暗号方式とを組み合わせ、通信相手の認証を行うと共に、情報の暗号化により改竄及び盗聴の防止を図ることができる。また、通信相手の側でも、通信を要求してきた通信元の装置を認証することができる。

20

このようなSSLや公開鍵暗号を用いた認証に関連する技術としては、例えば特許文献1及び特許文献2に記載のものが挙げられる。

【特許文献1】特開2002-353959号公報

【特許文献2】特開2002-251492号公報

【0004】

ここで、このSSLに従った相互認証を行う場合の通信手順について、認証処理の部分に焦点を当てて説明する。図18は、通信装置Aと通信装置BとがSSLに従った相互認証を行う際の各装置において実行する処理のフローチャートを、その処理に用いる情報と共に示す図である。

30

図18に示すように、SSLに従った相互認証を行う際には、まず双方の通信装置にルート鍵証明書及び、私有鍵と公開鍵証明書を記憶させておく必要がある。この私有鍵は、認証局(CA: certificate authority)が各装置に対して発行した私有鍵であり、公開鍵証明書は、その私有鍵と対応する公開鍵にCAがデジタル署名を付してデジタル証明書としたものである。また、ルート鍵証明書は、CAがデジタル署名に用いたルート私有鍵と対応するルート鍵に、デジタル署名を付してデジタル証明書としたものである。

40

【0005】

図19にこれらの関係を示す。

図19(a)に示すように、公開鍵Aは、私有鍵Aを用いて暗号化された文書を復号化するための鍵本体と、その公開鍵の発行者(CA)や有効期限等の情報を含む書誌情報とによって構成される。そして、CAは、鍵本体や書誌情報が改竄されていないことを示すため、公開鍵Aをハッシュ処理して得たハッシュ値を、ルート私有鍵を用いて暗号化し、デジタル署名としてクライアント公開鍵に付す。またこの際に、デジタル署名に用いるルート私有鍵の識別情報を署名鍵情報として公開鍵Aの書誌情報に加える。そして、このデジタル署名を付した公開鍵証明書が、公開鍵証明書Aである。

【0006】

50

この公開鍵証明書 A を認証処理に用いる場合には、ここに含まれるデジタル署名を、ルート私有鍵と対応する公開鍵であるルート鍵の鍵本体を用いて復号化する。この復号化が正常に行われれば、デジタル署名が確かに CA によって付されたことがわかる。また、公開鍵 A の部分をハッシュ処理して得たハッシュ値と、復号して得たハッシュ値とが一致すれば、鍵自体も損傷や改竄を受けていないことがわかる。さらに、受信したデータをこの公開鍵 A を用いて正常に復号化できれば、そのデータは、私有鍵 A の持ち主から送信されたものであることがわかる。

【 0 0 0 7 】

ここで、認証を行うためには、ルート鍵を予め記憶しておく必要があるが、このルート鍵も、図 19 (b) に示すように、CA がデジタル署名を付したルート鍵証明書として記憶しておく。このルート鍵証明書は、自身に含まれる公開鍵でデジタル署名を復号化可能な、自己署名形式である。そして、ルート鍵を使用する際に、そのルート鍵証明書に含まれる鍵本体を用いてデジタル署名を復号化し、ルート鍵をハッシュ処理して得たハッシュ値と比較する。これが一致すれば、ルート鍵が破損等していないことを確認できるのである。

10

【 0 0 0 8 】

図 18 のフローチャートの説明に入る。なお、この図において、2 本のフローチャート間の矢印は、データの転送を示し、送信側は矢印の根元のステップで転送処理を行い、受信側はその情報を受信すると矢印の先端のステップの処理を行うものとする。また、各ステップの処理が正常に完了しなかった場合には、その時点で認証失敗の応答を返して処理を中断するものとする。相手から認証失敗の応答を受けた場合、処理がタイムアウトした場合等も同様である。

20

【 0 0 0 9 】

ここでは、通信装置 A が通信装置 B に通信を要求するものとするが、この要求を行う場合、通信装置 A の CPU は、所要の制御プログラムを実行することにより、図 18 の左側に示すフローチャートの処理を開始する。そして、ステップ S 1 1 で通信装置 B に対して接続要求を送信する。

一方通信装置 B の CPU は、この接続要求を受信すると、所要の制御プログラムを実行することにより、図 18 の右側に示すフローチャートの処理を開始する。そして、ステップ S 2 1 で第 1 の乱数を生成し、これを私有鍵 B を用いて暗号化する。そして、ステップ S 2 2 でその暗号化した第 1 の乱数と公開鍵証明書 B とを通信装置 A に送信する。

30

【 0 0 1 0 】

通信装置 A 側では、これを受信すると、ステップ S 1 2 でルート鍵証明書を用いて公開鍵証明書 B の正当性を確認する。

そして確認ができると、ステップ S 1 3 で、受信した公開鍵証明書 B に含まれる公開鍵 B を用いて第 1 の乱数を復号化する。ここで復号化が成功すれば、第 1 の乱数は確かに公開鍵証明書 B の発行対象から受信したものだ確認できる。

その後、ステップ S 1 4 でこれとは別に第 2 の乱数及び共通鍵の種を生成する。共通鍵の種は、例えばそれまでの通信でやり取りしたデータに基づいて作成することができる。そして、ステップ S 1 5 で第 2 の乱数を私有鍵 A を用いて暗号化し、共通鍵の種を公開鍵 B を用いて暗号化し、ステップ S 1 6 でこれらを公開鍵証明書 A と共にサーバ装置に送信する。共通鍵の種の暗号化は、通信相手以外の装置に共通鍵の種を知られないようにするために行うものである。

40

また、次のステップ S 1 7 では、ステップ S 1 4 で生成した共通鍵の種から以後の通信の暗号化に用いる共通鍵を生成する。

【 0 0 1 1 】

通信装置 B 側では、通信装置 A がステップ S 1 6 で送信してくるデータを受信すると、ステップ S 2 3 でルート鍵証明書を用いて公開鍵証明書 A の正当性を確認する。そして確認ができると、ステップ S 2 4 で、受信した公開鍵証明書 A に含まれる公開鍵 A を用いて第 2 の乱数を復号化する。ここで復号化が成功すれば、第 2 の乱数は確かに公開鍵証明書

50

Aの発行対象から受信したものと確認できる。

その後、ステップS25で私有鍵Bを用いて共通鍵の種を復号化する。ここまでの処理で、通信装置A側と通信装置B側に共通鍵の種が共有されたことになる。そして、この共通鍵の種は、生成した通信装置Aと、私有鍵Bを持つ通信装置B以外の装置が知ることはない。ここまでの処理が成功すると、通信装置B側でもステップS26で復号化で得た共通鍵の種から以後の通信の暗号化に用いる共通鍵を生成する。

【0012】

そして、通信装置A側のステップS17と通信装置B側のステップS26の処理が終了すると、相互に認証の成功と以後の通信に使用する暗号化方式とを確認し、生成した共通鍵を用いてその暗号化方式で以後の通信を行うものとして認証に関する処理を終了する。なお、この確認には、通信装置Bからの認証が成功した旨の応答も含むものとする。以上の処理によって互いに通信を確立し、以後はステップS17又はS26で生成した共通鍵を用い、共通鍵暗号方式でデータを暗号化して通信を行うことができる。

10

【0013】

このような処理を行うことにより、通信装置Aと通信装置Bが安全に共通鍵を共有することができ、通信を安全に行う経路を確立することができる。

ただし、上述した処理において、第2の乱数を公開鍵Aで暗号化し、公開鍵証明書Aを通信装置Bに送信することは必須ではない。この場合、通信装置B側のステップS23及びS24の処理は不要になり、処理は図20に示すようになる。このようにすると、通信装置Bが通信装置Aを認証することはできないが、通信装置Aが通信装置Bを認証するだけでよい場合にはこの処理で十分である。そしてこの場合には、通信装置Aに記憶させるのはルート鍵証明書のみでよく、私有鍵A及び公開鍵証明書Aは不要である。また、通信装置Bにはルート鍵証明書を記憶させる必要はない。

20

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0014】

ところで、上述したような認証処理を行う場合、認証の基準には2通りのレベルが考えられる。第1のレベルは、通信相手の機器が、同一のベンダーから供給された機器であるか、一定のテストに合格した機器であるか等、一定の基準を満たす機器か否かを判断するものであり、第2のレベルは、通信相手の機器の固体を特定するものである。

30

そして、第1のレベルの認証を行う場合は、一定の基準を満たす機器に共通の公開鍵証明書と私有鍵のセットを記憶させておき、SSL通信の際にこれを用いて認証を行い、通信相手が確かにその公開鍵証明書の発行対象の装置であると確認できればよい。従って、機器固有の識別情報(ID)等を交換する必要はない。

また、第2のレベルの認証を行う場合でも、例えば上記の第1のレベルの認証の場合と同様な鍵を用いて安全な通信経路を確立した後で、通信相手を特定するためにIDを送信させ、これを用いて認証を行うことができる。

【0015】

ここで、通信装置間で通信を行わせる通信システムを運用する場合、装置の近くに操作者がいないことが想定される場合には、装置の特定を、通信によって行えるようにしたいという要求がある。そして、このような要求を満たすためには、通信によって特定された装置が確かにその装置であることを保証する仕組みが必要になる。すなわち、上記の第2のレベルの認証が必要になる。

40

しかし、上記のように安全な通信経路を確立した後でIDを送信させて通信相手を特定する方式では、IDをアプリケーションによってSSLに従った認証処理とは別に管理する必要が生じる。

また、共通の公開鍵証明書と私有鍵が漏洩すると、これを取得した第三者はIDのわかる機器ならどの機器にでも成りすましてしまうため、著しく通信の安全が損われる。そしてこの場合、全ての機器の鍵を更新しなければ通信の安全は回復できず、この作業は多大な労力を要するものである。

50

【 0 0 1 6 】

そして、この問題を解決するためには、公開鍵証明書と私有鍵を装置毎に発行し、公開鍵証明書の書誌情報に装置の識別情報を記載し、公開鍵証明書の正当性を確認する際に書誌情報に含まれる識別情報も参照して、その証明書を送信してきた相手（証明書の発行対象の装置）が適当な通信相手であることを確認するようにすることが考えられる。このようにした場合には、装置毎に異なった公開鍵証明書と私有鍵のペアを記憶させるため、1つの機器の鍵が漏洩したとしても、その機器にしかなりすますることはできず、また、その機器の鍵を更新してしまえば、通信を再び安全な状態に保つことができる。

【 0 0 1 7 】

ところで、装置を認証する場合には、ウェブブラウザ等の操作者を特定する認証と異なり、当然ながら装置を特定する認証が必要になる。そこで、装置にデジタル証明書を予め記憶させておく必要があるが、デジタル証明書を記憶する部品を交換してしまうと、デジタル証明書も部品と共に取り去られてしまう。このため、装置の認証が不可能になってしまうことになる。従って、装置の識別情報を記載した公開鍵証明書を使用する場合には、破損や故障等によりデジタル証明書を記憶する部品を交換する必要が生じた場合に問題が生じることになる。

【 0 0 1 8 】

交換後の部品にデジタル証明書が記憶されていれば問題ないが、機器やユーザの特定を行うためには部品の交換時に使用する識別情報が変わってしまうことは好ましくない。しかし、交換後の部品にも交換前と同じ識別情報を記載した公開鍵証明書を記憶させるようにするためには、交換後の部品を製造する際に装着予定の装置の識別情報が必要となり、新たな公開鍵証明書を記録した交換用部品を予め用意しておくことができない。このため、部品を交換する装置が判明してから必要に応じて製造することになり、極めて効率の悪い生産体制を強いられることになるという問題がある。

また、迅速に部品を供給できないため、ある程度の期間は装置をSSLに従った認証処理を正常に行うことができない状態に置かねばならず、その間は部品を交換した装置に対する安全な通信経路を確保できないという問題もある。

【 0 0 1 9 】

部品を交換してから別途公開鍵証明書や私有鍵を記憶させることも考えられるが、これらを持たない状態ではSSLに従った認証処理を正常に行うことができず、部品を交換した装置に対する安全な通信経路を確保することができない。そこで、新たな公開鍵証明書等を安全に配布するためには、これを記録媒体に記録して、装置の設置先に郵送したり、部品交換のサービスマンが持参したりする必要がある。しかし、この記録媒体の作成においても、上述の部品製造の場合と同様な問題がある。

さらに、装置の成りすまし等を防止するため、デジタル証明書については、悪意のユーザによる交換、読み出し、登録を防止する必要があるが、一般のユーザによるデジタル証明書の更新を禁止する必要があるため、手動でデジタル証明書を設定するようにする場合の権限の確認も困難である。

【 0 0 2 0 】

この発明は、このような問題を解決し、通信手段によって通信相手と通信可能な通信装置あるいはこのような通信装置を備える通信システムにおいて、セキュリティを維持しながら、認証に必要な証明書を記憶する部品を交換する必要が生じた場合でも、容易かつ速やかに正常な認証が行える状態に回復させることができるようにすることを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 2 1 】

上記の目的を達成するため、この発明の通信装置は、ネットワークを介して相手先装置と通信を行う通信装置において、その通信装置を一意に特定するための識別情報を含む第1の証明書とその通信装置を一意に特定するための識別情報を含まない第2の証明書とを記憶可能な記憶手段と、上記相手先装置と通信を行う際、上記記憶手段に上記第1の証明書が記憶されている場合は上記第1の証明書を上記相手先装置へ送信し、上記記憶手段に

10

20

30

40

50

上記第1の証明書が記憶されていない場合は上記第2の証明書を上記相手先装置へ送信する送信手段と、上記送信手段が送信した上記第2の証明書を用いた上記相手先装置での認証が成功した場合に、上記第1の証明書を上記相手先装置から受信し、その受信した第1の証明書を上記記憶手段に記憶させる証明書設定手段とを設けたものである。

このような通信装置において、上記第1の証明書を上記記憶手段に記憶させた後は、上記相手先装置と通信を行う際、上記第1の証明書を上記相手先装置へ送信するようにするとよい。

さらに、その通信装置を一意に特定するための識別情報を、その通信装置の機番とする
とよい。

【0022】

また、この発明の通信システムは、上位装置と下位装置とを備え、上記上位装置と上記下位装置とがネットワークを介して通信を行う通信システムにおいて、上記下位装置に、上記下位装置を一意に特定するための識別情報を含む第1の証明書と上記下位装置を一意に特定するための識別情報を含まない第2の証明書とを記憶可能な記憶手段と、上記上位装置と通信を行う際、上記記憶手段に上記第1の証明書が記憶されている場合は上記第1の証明書を上記上位装置へ送信し、上記記憶手段に上記第1の証明書が記憶されていない場合は上記第2の証明書を上記上位装置へ送信する送信手段と、上記送信手段が送信した上記第2の証明書を用いた上記上位装置での認証が成功した場合に、上記第1の証明書を上記上位装置から受信し、その受信した第1の証明書を上記記憶手段に記憶させる証明書設定手段とを設け、上記上位装置に、上記下位装置から受信した上記第2の証明書を用いてその下位装置の認証を行う認証手段と、上記第2の認証手段による認証が成功した場合に、上記第1の証明書を上記下位装置へ送信する送信手段とを設けたものである。

このような通信システムにおいて、上記下位装置が、上記第1の証明書を上記記憶手段に記憶させた後は、上記上位装置と通信を行う際、上記第1の証明書を上記上位装置へ送信するようにし、上記上位装置に、上記下位装置から受信した上記第1の証明書を用いてその下位装置の認証を行う手段を設けるとよい。

さらに、上記下位装置を一意に特定するための識別情報を、上記下位装置の機番とする
とよい。

【0023】

また、この発明の通信方法は、ネットワークを介して相手先装置と通信を行う通信装置であって、上記通信装置を一意に特定するための識別情報を含む第1の証明書と上記通信装置を一意に特定するための識別情報を含まない第2の証明書とを記憶可能な記憶手段を有する通信装置に、上記相手先装置と通信を行う際、上記記憶手段に上記第1の証明書が記憶されている場合は上記第1の証明書を上記相手先装置へ送信し、上記記憶手段に上記第1の証明書が記憶されていない場合は上記第2の証明書を上記相手先装置へ送信する送信手順と、上記送信手順で送信した上記第2の証明書を用いた上記相手先装置での認証が成功した場合に、上記第1の証明書を上記相手先装置から受信し、その受信した第1の証明書を上記記憶手段に記憶させる証明書設定手順とを実行させるものである。

【0024】

また、この発明のプログラムは、ネットワークを介して相手先装置と通信を行う通信装置であって、上記通信装置を一意に特定するための識別情報を含む第1の証明書と上記通信装置を一意に特定するための識別情報を含まない第2の証明書とを記憶可能な記憶手段を有する通信装置を制御するコンピュータを、上記相手先装置と通信を行う際、上記記憶手段に上記第1の証明書が記憶されている場合は上記第1の証明書を上記相手先装置へ送信し、上記記憶手段に上記第1の証明書が記憶されていない場合は上記第2の証明書を上記相手先装置へ送信する送信手段と、上記送信手段が送信した上記第2の証明書を用いた上記相手先装置での認証が成功した場合に、上記第1の証明書を上記相手先装置から受信し、その受信した第1の証明書を上記記憶手段に記憶させる証明書設定手段として機能させるためのプログラムである。

【発明の効果】

【 0 0 2 9 】

以上のようなこの発明の通信装置、通信システムあるいは通信方法によれば、通信手段によって通信相手と通信可能な通信装置あるいはこのような通信装置を備える通信システムにおいて、セキュリティを維持しながら、認証に必要な証明書を記憶する部品を交換する必要が生じた場合でも、容易かつ速やかに正常な認証が行える状態に容易に回復させることができる。また、この発明のプログラムによれば、コンピュータに通信装置を制御させることにより上記の通信装置として機能させてその特徴を実現し、同様な効果を得ることができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【 0 0 3 0 】

以下、この発明の好ましい実施の形態を図面を参照して説明する。

まず、この発明による通信装置と、その通信装置を用いて構成したこの発明の通信システムの実施形態の構成について説明する。

図1はその通信システムの構成を示すブロック図である。

この通信システムは、図1に示すように、それぞれ通信手段を備える上位装置10及び下位装置20をネットワーク30によって接続して構成している。そして、下位装置20がこの発明の通信装置の実施形態である。また、上位装置10も通信機能を備えた通信装置であり、下位装置20の通信相手となる。

ネットワーク30としては、有線、無線を問わず、ネットワークを構築可能な各種通信回線（通信経路）を採用することができる。また、ここでは下位装置20を1つしか示していないが、図17に示すように通信システム内に下位装置20を複数設けることも可能である。

【 0 0 3 1 】

このような通信システムについて、まず上位装置10及び下位装置20のハードウェア構成から説明する。上位装置10及び下位装置20のハードウェア構成は、単純化して示すと、図2に示すようなものである。

この図に示す通り、上位装置10は、CPU11、ROM12、RAM13、HDD14、通信インタフェース(I/F)15を備え、これらがシステムバス16によって接続されている。そして、CPU11がROM12やHDD14に記憶している各種制御プログラムを実行することによってこの上位装置10の動作を制御し、通信相手の認証や下位装置20のデジタル証明書更新等の機能を実現している。なお、この明細書において、デジタル証明書とは、偽造されないようにするための署名が付されたデジタルデータを指すものとする。

【 0 0 3 2 】

下位装置20も、上位装置10の場合と同様にCPU21、ROM22、RAM23、HDD24、通信インタフェース(I/F)25を備え、これらがシステムバス26によって接続されている。CPU21が、ROM22やHDD24に記憶している各種制御プログラムを必要に応じて実行し、装置の制御を行うことにより、通信手段、個別証明書設定手段等の種々の手段としての機能を実現できるようにしている。

なお、この通信システムにおいて、上位装置10及び下位装置20が、遠隔管理、電子商取引等の目的に応じて種々の構成をとることができることは、もちろんである。そして、上位装置10や下位装置20のハードウェアとしては、適宜公知のコンピュータを採用することもできる。もちろん、必要に応じて他のハードウェアを付加してもよいし、上位装置10と下位装置20が同一の構成である必要もない。

【 0 0 3 3 】

次に、この通信システムのうちこの実施形態の特徴に関連する部分として、上位装置10及び下位装置20の証明書の設定に関連する部分の機能構成を図3に示す。上位装置10に係るこれらの機能は、上位装置10のCPU11がROM12やHDD14に記憶している所要の制御プログラムを実行することにより実現されるものであり、下位装置20に係るこれらの機能は、下位装置20のCPU21がROM22やHDD24等に記憶し

10

20

30

40

50

ている所要の制御プログラムを実行することにより実現されるものである。

【0034】

図3に示すように、上位装置10には、HTTPS(Hypertext Transfer Protocol Security)クライアント機能部31, HTTPSサーバ機能部32, 認証処理部33, 証明書更新要求部34, 証明書記憶部35を備えている。

HTTPSクライアント機能部31は、SSLに従った認証や暗号化の処理を含むHTTPSプロトコルを用いて下位装置20等のHTTPSサーバの機能を有する装置に対して通信を要求すると共に、通信相手に対して要求(コマンド)やデータを送信してそれに応じた動作を実行させる機能を有する。

【0035】

一方、HTTPSサーバ機能部32は、HTTPSクライアントの機能を有する装置からのHTTPSプロトコルを用いた通信要求を受け付け、その装置から要求やデータを受信してそれに応じた動作を装置の各部に実行させ、その結果を応答として要求元に返す機能を有する。

認証処理部33は、HTTPSクライアント機能部31やHTTPSサーバ機能部32が通信相手を認証する際に、通信相手から受信したデジタル証明書や、証明書記憶部35に記憶している各種証明書、私有鍵等を用いて認証処理を行う認証手段の機能を有する。また、通信相手に認証を要求するために証明書記憶部35に記憶しているデジタル証明書をHTTPSクライアント機能部31やHTTPSサーバ機能部32を介して通信相手に送信する機能も有する。

【0036】

証明書更新要求部34は、後述するように所定の場合に下位装置20等の通信相手に対して個別証明書を送信してこれを記憶するよう要求する機能を有する。なお、ここで送信する証明書は、この通信システムの外部の証明書管理装置(CA)50に必要な情報を送信して発行させる。

証明書記憶部35は、各種の証明書や私有鍵等の認証情報を記憶し、認証処理部33における認証処理に供する機能を有する。これらの各種証明書や私有鍵の種類及びその用途や作成方法については後に詳述する。

【0037】

一方、下位装置20には、HTTPSクライアント機能部41, HTTPSサーバ機能部42, 認証処理部43, 要求管理部44, 証明書記憶部45, 状態通知部46, ログ通知部47, 証明書設定部48, コマンド受信部49を備えている。

HTTPSクライアント機能部41は、上位装置10のHTTPSクライアント機能部31と同様に、HTTPSプロトコルを用いて上位装置10等のHTTPSサーバの機能を有する装置に対して通信を要求すると共に、送信する要求やデータ等に応じた動作を実行させる機能を有する。

【0038】

HTTPSサーバ機能部42も、上位装置10のHTTPSサーバ機能部32と同様であり、HTTPSクライアントの機能を有する装置からの通信要求を受け付け、受信した要求やデータに応じた動作を装置の各部に実行させ、要求元に応答を返す機能を有する。

認証処理部43の機能も、上位装置10の認証処理部33と同様であるが、認証処理に使用する証明書等は、証明書記憶部45に記憶しているものである。

要求管理部44は、上位装置から受信した要求について、その要求に基づいた動作の実行可否を判断する機能を有する。そして、実行を許可する場合に、その要求に基づいた動作を実行する機能部46~49に対して動作要求を伝える機能も有する。

【0039】

図4にこの実行可否の判断基準を示すが、その判断基準は、要求の種類及び認証処理部43において認証処理に使用したデジタル証明書の種類である。上位装置10及び下位装置20が記憶しているデジタル証明書には、詳細は後述するが、個別証明書であり装置(自機)の識別情報が付された公開鍵証明書である個別公開鍵証明書と、共通証明書であり

10

20

30

40

50

装置の識別情報が付されていない公開鍵証明書である共通公開鍵証明書があり、要求管理部 4 4 は、図 3 に示すように、個別証明書による認証処理を行った場合には全ての動作を許可するが、共通証明書による認証処理を行った場合には証明書の設定動作のみを許可するようにしている。従って、共通証明書は、下位装置 2 0 に新たな個別証明書を記憶させる場合のみに使用する証明書ということになる。

【 0 0 4 0 】

証明書記憶部 4 5 は、上位装置の証明書記憶部 3 5 と同様に各種の証明書や私有鍵等の認証情報を記憶し、認証処理部 4 3 における認証処理に供する証明書記憶手段の機能を有する。ただし、記憶している証明書等は、後述するように証明書記憶部 3 5 とは異なる。

状態通知部 4 6 は、異常を検知したりユーザによる指示があったりした場合に上位装置 1 0 に対して下位装置 2 0 の状態を通知するコールを行う機能を有する。この通知は、上位装置 1 0 からの問い合わせに対する応答として送信してもよいし、HTTP S クライアント機能部 4 1 から上位装置 1 0 に通信を要求して送信してもよい。

【 0 0 4 1 】

ログ通知部 4 7 は、下位装置 2 0 から上位装置 1 0 へのログの通知を行う機能を有する。その通知の内容としては、下位装置 4 0 の動作ログの他、例えば画像形成装置であれば画像形成枚数カウンタのカウント値、計量システムであればその計量値等が考えられる。この通知は緊急を要さないのので、上位装置 1 0 からの問い合わせに対する応答として送信するとよい。

証明書設定部 4 8 は、上位装置 1 0 から受信する後述する個別公開鍵証明書等によって証明書記憶部 4 5 に記憶している証明書等を設定及び更新する個別証明書設定手段の機能を有する。

コマンド受信部 4 9 は、上述した各機能部 4 6 ~ 4 8 以外の機能に係る要求に対応する動作を実行する機能を有する。この動作としては、例えば下位装置 2 0 が記憶しているデータの送信や、必要に応じてエンジン部の動作を制御することが挙げられる。なお、状態通知部 4 6 やログ通知部 4 7 は、コマンド受信部 4 9 が提供する機能の具体例として示したものであり、これらのような機能を設けることは必須ではない。

【 0 0 4 2 】

次に、この通信システムにおける上位装置 1 0 と下位装置 2 0 との間の通信方式について説明する。図 5 はその通信方式の概要を示す説明図である。

この通信システムにおいて、上位装置 1 0 は、下位装置 2 0 と通信を行おうとする場合、まず下位装置 2 0 に対して通信を要求する。そして、従来の技術の項で図 1 8 又は図 2 0 を用いて説明したような SSL プロトコルに従った認証処理によって下位装置 2 0 を正当な通信相手として認証した場合に、下位装置 2 0 との間で通信を確立させるようにしている。この認証処理は、SSL ハンドシェイクと呼ばれる。ただし、図 1 8 に示したような相互認証は必須ではなく、図 2 0 に示したような片方向認証でもよい。

この処理において、下位装置 2 0 は自身の公開鍵証明書を上位装置 1 0 に送信して、認証を受ける。そして、相互認証を行う場合には上位装置 1 0 も下位装置 2 0 に自身の公開鍵証明書を送信して認証を受けるが、片方向認証の場合にはこちらの認証は行わない。

【 0 0 4 3 】

以上の認証が成功すると、上位装置 1 0 は、下位装置 2 0 が実装するアプリケーションプログラムのメソッドに対する処理の依頼である要求を、構造化言語形式である XML 形式で記載した SOAP メッセージ 6 0 として生成し、HTTP (Hyper Text Transfer Protocol) に従って HTTP リクエストとして下位装置 2 0 に送信する。このような要求は、RPC (Remote Procedure Call) と呼ばれる。

そして、下位装置 2 0 はこの要求の内容に応じた処理を実行し、その結果を応答の SOAP メッセージ 7 0 として生成し、HTTP レスポンスとして上位装置 1 0 に送信する。ここで、これらの要求と応答は、SSL ハンドシェイクの処理において共有された共通鍵を用いて暗号化して送信し、通信の安全性を確保している。

【 0 0 4 4 】

また、これらの要求と応答とによって、この通信システムは、上位装置 10 をクライアント、下位装置 20 をサーバとするクライアント・サーバシステムとして機能している。なお、逆に下位装置 20 から上位装置 10 に通信を要求し、下位装置 20 をクライアント、上位装置 10 をサーバとするクライアント・サーバシステムとして機能する場合もある。

また、RPC を実現するためには、上記の技術の他、FTP (File Transfer Protocol)、COM (Component Object Model)、CORBA (Common Object Request Broker Architecture) 等の既知のプロトコル (通信規格)、技術、仕様などを利用することができる。

【0045】

次に、上述した上位装置 10 及び下位装置 20 が上述した認証処理に用いる認証情報である各証明書や鍵の特性及び用途について説明する。図 6 は、(a) に下位装置 20 が認証情報として記憶している証明書及び鍵の種類を示し、(b) に上位装置 10 が認証情報として記憶している証明書及び鍵の種類を示す図である。

図 1 に示した上位装置 10 及び下位装置 20 は、図 6 に示すように、大きく分けて個別認証情報と共通認証情報とを記憶している。そして、これらの認証情報は、それぞれ自分に関する認証情報である公開鍵証明書及び私有鍵と、通信相手に関する認証情報であるルート鍵証明書とによって構成される。

【0046】

また、例えば下位装置用個別公開鍵証明書は、個別証明書であり、図示しない認証局 (CA) が下位装置 20 に対して発行した個別公開鍵に、下位装置認証用個別ルート鍵を用いて正当性を確認可能なデジタル署名を付したデジタル証明書である。

ここで、図 7 に下位装置用個別公開鍵証明書に含まれる情報の例を示すが、この証明書は、書誌情報に発行対象である下位装置 20 の識別情報として下位装置 20 の機番情報を含むものである。この他に、下位装置 20 の機種番号や登録ユーザ等の情報も含めるようにしてもよい。

【0047】

なお、装置を特定する目的のみであれば、公開鍵証明書に付す識別情報に機番情報を含めることは必須ではないのであるが、ここで識別情報に機番情報と同一の情報を含めるようにしているのは、通信システムを運営する場合の要求に応えるためである。すなわち、この通信システムを装置の管理に使用する場合、装置の特定は機番情報によって行うことが多いが、識別情報が機番情報を含んでいない場合には、上位装置 10 側で識別情報と機番情報との対応関係をテーブル等として別途管理しておく必要が生じるのである。そして、このような管理を行う場合、下位装置 20 を新たに生産する度にデータを追加する必要があるし、下位装置 20 の数は数万台、数十万台あるいはそれ以上になる場合もあり、非常に大きな量のデータを管理する必要が生じるので、管理の負担が大きくなってしまう。

しかし、公開鍵証明書に付す識別情報に機番情報と同一の情報を含めておけば、認証処理において通信相手の機番を直接特定できる。従って、このようにすることにより、公開鍵証明書に付す識別情報と機番情報との対応関係を管理する必要がなくなり、管理負担を低減できるのである。

【0048】

また、図 6 の説明に戻ると、下位装置用個別私有鍵はその個別公開鍵と対応する私有鍵、上位装置認証用個別ルート鍵証明書は、上位装置認証用個別ルート鍵に自身と対応するルート私有鍵を用いて自身で正当性を確認可能なデジタル署名を付したデジタル証明書である。下位装置 20 を複数設けた場合でも、各装置の個別公開鍵は同じルート私有鍵を用いてデジタル署名を付し、正当性確認に必要な個別ルート鍵証明書は共通にする。しかし、個別公開鍵証明書に含まれる個別公開鍵やこれと対応する私有鍵は、装置毎に異なる。ここで、これらの個別公開鍵証明書と個別私有鍵と個別ルート鍵証明書とを合わせて、個別証明書セットと呼ぶことにする。

上位装置用個別公開鍵証明書と上位装置用個別私有鍵と上位装置認証用個別ルート鍵証

10

20

30

40

50

明書も、これらと同様な関係を有する。

【 0 0 4 9 】

そして、例えば上位装置 1 0 と下位装置 2 0 とが個別認証情報を用いて相互認証を行う場合には、上位装置 1 0 からの通信要求に応じて、下位装置 2 0 は下位装置用個別私有鍵を用いて暗号化した第 1 の乱数を下位装置用個別公開鍵証明書と共に上位装置 1 0 に送信する。上位装置 1 0 側では下位装置認証用個別ルート鍵証明書を用いてまずこの下位装置用個別公開鍵証明書の正当性（損傷や改竄を受けていないこと）を確認し、これが確認できた場合にここに含まれる公開鍵で第 1 の乱数を復号化する。この復号化が成功した場合に、上位装置 1 0 は通信相手の下位装置 2 0 が確かに下位装置用個別公開鍵証明書の発行先であると認識でき、その証明書に含まれる識別情報から装置を特定することができる。そして、特定した装置が通信相手としてふさわしいか否かに応じて認証の成功と失敗を決定することができる。

10

また、下位装置 2 0 側でも、上位装置 1 0 側で認証が成功した場合に送信されてくる上位装置用個別公開鍵証明書及び、上位装置用個別私有鍵で暗号化された乱数を受信し、記憶している上位装置認証用ルート鍵証明書を用いて同様な認証を行うことができる。

【 0 0 5 0 】

ところで、これらの公開鍵証明書や私有鍵は、ROM 2 2 あるいは RAM 2 3 を構成するフラッシュメモリのような書き換え可能な不揮発性記憶手段に記憶させておくものである。従って、発明の開示の項で述べたように、このような記憶手段を含む部品を交換する場合には、記憶している公開鍵証明書や私有鍵は、取り外した旧部品と共に取り去られてしまう。そしてこのような場合、再度個別公開鍵証明書を用いた認証を可能にするためには、取り去られた証明書や鍵を再度記憶させる必要がある。

20

【 0 0 5 1 】

ここで、各装置が個別公開鍵証明書を用いた認証しか行えないとすると、この認証が行えなくなっている状態では、新たな個別公開鍵証明書等をネットワーク 3 0 を介して安全に対象の装置に送信する方法はないことになる。しかし、この実施形態の通信システムを構成する各装置は、このような事態に対処するために共通認証情報を記憶しており、これを用いることにより、必要な装置にネットワーク 3 0 を介して新たな個別公開鍵証明書等を安全に送信できるようにしている。

【 0 0 5 2 】

この共通認証情報は、個別認証情報と概ね同様な構成となっている。例えば下位装置用共通公開鍵証明書は、共通証明書であり、CA が下位装置に対して発行した共通公開鍵に、上位装置認証用共通ルート鍵を用いて正当性を確認可能なデジタル署名を付したデジタル証明書であり、上位装置用共通私有鍵はその共通公開鍵と対応する私有鍵、下位装置認証用共通ルート鍵証明書は、下位装置認証用共通ルート鍵に自身を用いて正当性を確認可能なデジタル署名を付したデジタル証明書である。そして、これらの共通公開鍵証明書と共通私有鍵と共通ルート鍵証明書とを合わせて、共通証明書セットと呼ぶことにする。上位装置 1 0 側に記憶させる共通認証情報についても同様とする。

30

【 0 0 5 3 】

しかし、個別認証情報と大きく異なる点は、共通公開鍵証明書の書誌情報には装置の識別情報が含まれておらず、同じ階位の装置（図 1 あるいは図 1 7 に示した例では、上位装置と下位装置の階位が存在するものとする）には、全て同じ共通公開鍵証明書を記憶させることができる点である。この場合、同じ階位の各装置を個別に区別する必要がないので、証明書に含まれる共通公開鍵及びこれと対応する共通私有鍵も含めて、全く共通のものでよい。そして、通信相手の共通公開鍵証明書が全て同じであることから、ルート鍵証明書については、ある階位の装置の通信相手となる全ての装置について共通となる。すなわち、下位装置 2 0 を複数設けた場合でも、全ての下位装置 2 0 に同じ共通認証情報を記憶させることになる。

40

これは、上位装置 1 0 の共通認証情報についても同様である。

なお、個別公開鍵証明書とデータ形式を統一化する場合には、例えば図 7 に示した形式

50

において機番として0を記載して共通公開鍵証明書であることを示すこと等も考えられる。

【0054】

このような共通認証情報は、同じ階位の装置について全て共通にできるという特性から、証明書の記憶領域を備える部品の製造時に、その部品を装着する装置の機種に応じて定まる階位に対応するものを画一的に記憶させてしまうことができる。そして、このように部品に予め共通認証情報を記憶させておくようになれば、記憶部品を交換して装置内に個別認証情報がなくなってしまうとしても、新たな部品に記憶させてある共通認証情報に含まれる共通公開鍵証明書を用いた認証が可能な状態を保つことができる。また、このような共通認証情報を記憶しており、個別認証情報を記憶していない部品であれば、製造時に装置の識別情報が必要ないため、装置の識別情報によらず共通に使用可能な部品として生産することができる。従って、部品をストックしておき、交換が必要になった場合に速やかにこれに対応することができる。

10

【0055】

ここで、共通公開鍵証明書には装置の識別情報を付していないため、共通公開鍵証明書を用いた認証を行った場合でも、通信相手の装置を具体的に特定することはできない。しかし、通信相手についてある程度の情報は得ることができる。

すなわち、例えばあるベンダーが自社製品のうち下位装置20に該当する装置全てに下位装置用の共通証明書セットを記憶させ、その通信相手となる上位装置10に該当する装置全てに上位装置用の共通証明書セットを記憶させておけば、認証が成功した場合、下位装置20は、自己の記憶している上位装置認証用共通ルート鍵証明書で正当性を確認できる公開鍵証明書を送信してきた相手が同じベンダーの上位装置10であることを認識できるし、逆に上位装置10も自己の記憶している下位装置認証用共通ルート鍵証明書で正当性を確認できる公開鍵証明書を送信してきた相手は同じベンダーの下位装置20であることを認識できる。

20

【0056】

従って、通信を要求した装置あるいは要求してきた装置が通信相手として適当な装置か否かについて、識別情報を参照できなくてもある程度の判断を行うことができる。

そして、このような認証が成功すれば、前述のように通信相手との間で共通鍵を共有して共通鍵暗号を用いた安全な通信経路を設けることができるので、その後機番情報等を交換して通信相手を特定することも可能である。

30

【0057】

なお、図6に示した認証情報において、個別ルート鍵証明書は認証対象によらず同じものを用いるようにしてもよい(例えば上位装置認証用個別ルート鍵証明書と下位装置認証用個別ルート鍵証明書が同じものでもよい)。これは、個別公開鍵証明書には装置の識別情報が付されているため、ルート鍵証明書を用いてその正当性を確認できれば、あとはその識別情報を参照して装置の機種や階位を特定できるためである。一方、共通証明書には装置の識別情報が付されていないため、その種類の区別は特定のルート鍵証明書で正当性を確認できるか否かによって行うことになる。従って、共通ルート鍵証明書は区別すべき認証対象のグループ毎に異なるようにするとよい。

40

【0058】

ところで、サーバとして機能する下位装置20は、SSLハンドシェイクの際に、通信を要求してきた相手を識別できないため、基本的には全ての相手に同一の公開鍵証明書を送信することになる。しかし、この通信システムにおいては、状況に応じて個別公開鍵証明書と共通公開鍵とを使い分ける必要がある。そこで、次にこの使い分けのための構成について図8を用いて説明する。

SSLプロトコルにおいては、サーバは、クライアントから通信要求があった時点ではクライアントの状態を知ることができないため、必然的に、特定のURL(Uniform Resource Locator)にアクセスされた場合には常に同じ公開鍵証明書を提供することになる。従って基本的には、個別公開鍵証明書を複数持ち、通信相手の持つ個別ルート鍵証明書の

50

種類に合わせて適当なものを選択して送信するといった構成を取ることはできない。しかし、通信要求を受け付けるアドレスが異なる場合には、アドレス毎に異なる公開鍵証明書を返すことも可能である。このアドレスは、例えばURLによって定めることができる。

【0059】

従ってここでは、図8に示すように、上位装置10及び下位装置20にそれぞれ、個別公開鍵証明書による認証を行う通常URLと共通公開鍵証明書による認証を行うレスキューURLとを設け、通信を要求する側（クライアントとして機能する側）が、要求する認証の種類に応じていずれかのURLを選択的に指定して通信要求を送るようにしている。これらのURLは、IPアドレスやポート番号（いずれか一方でもよい）を変えることにより、物理的には同じ装置のURLであっても、論理的には異なる装置のURLとして取り扱うことができるようにしている。すなわち、いわゆるバーチャルサーバの機能を実現するためのものである。

10

【0060】

このようにした場合、通信を要求される側（サーバとして機能する側）は、返す証明書を通信要求を受け付けたURLによって区別し、通常URLで受け付けた場合には個別公開鍵証明書を返し、レスキューURLで受け付けた場合には共通公開鍵証明書を返すことができる。

なお、通信を要求するクライアントの側では、どのURLに対して通信要求を送ったかわかるので、相互認証を行う場合にはURLに応じた適切な公開鍵証明書を選択して送信することができる。

20

【0061】

従って、この通信システムにおいては、上位装置10と下位装置20との間で基本的には個別公開鍵証明書を用いた認証を行いながら、これが部品の交換によって取り去られた場合にも、新たな部品が装着された後で共通公開鍵証明書を用いた認証を行い、安全な通信経路を確保することができる。共通公開鍵証明書を用いた認証であっても、共通鍵の共有は個別公開鍵証明書の場合と同様に可能であるためである。そして、この通信経路を用いて上位装置10から下位装置20に設定用の個別認証情報を送信して記憶させることにより、再度個別認証情報を用いた認証が可能な状態に復帰させることができる。

【0062】

また、共通公開鍵証明書を用いた認証であっても、上述のようにある程度相手の装置を特定することができるので、例えば自社の製造した装置のみに個別証明書を送信するようにする等の制限をかけることができ、不正な装置に個別証明書を送信して記憶させてしまうことを防止できる。

30

以上のように、この通信システムにおいては、個別認証情報に加えて共通認証情報も使用することにより、認証に必要な証明書を記憶する部品を交換する必要が生じた場合でも、容易かつ速やかに正常な認証が行える状態に容易に回復させることができる。

【0063】

なお、図6に示した認証情報は、上位装置10と下位装置20とが相互認証を行う場合には全て記憶している必要があるが、下位装置20がサーバとして機能し、かつ上位装置10が下位装置20を認証する片方向認証だけを行う場合には、一部の証明書等については記憶しておく必要はない。個別認証情報と共通認証情報の双方について、下位装置20においては、上位装置認証用ルート鍵証明書は不要となるし、上位装置10においては、上位装置用公開鍵証明書と上位装置用私有鍵が不要となる。

40

【0064】

次に、下位装置20や上位装置10において、上述した認証情報を記憶する記憶領域を設けるハードウェアについて説明する。

下位装置20や上位装置10において、このような記憶領域は、不揮発性の記録媒体であれば設計上はどこにでも設けることができる（ただし、個別証明書セットを記憶する領域は書き換え可能な記録媒体に設けることが好ましい）。例えば、下位装置20において、個別証明書セットを記憶する記憶領域をRAM23に、共通証明書セットを記憶する記

50

憶領域をROM 22に設けることもできる。

しかしながら、個別証明書セットと共通証明書セットの記憶領域を別々に交換可能な部品に設けると、以下のような問題が生じる。図9を用いてこの問題について説明する。図9は、この実施形態の比較例における、証明書の記憶領域を設ける交換部品の構成及びその問題点について説明するための図である。

【0065】

比較例として、図9(a)に示すように、別々に交換可能な部品Xと部品Yにそれぞれ個別証明書セット記憶領域と共通証明書セット記憶領域を設けた構成を考える。すると、この場合には、部品Xについては、製造時には通常は装着対象の装置の機番を知ることができないため、個別証明書を用意することができないので、個別証明書セットは記憶させない状態で製造することになる。一方、部品Yについては、装着対象装置の機種や階位であれば製造時に特定することができるので、その機種や階位に適した共通証明書セットをあらかじめ記憶させた状態で製造することができる。

10

【0066】

そして、下位装置20において部品Xと部品Yが破損等してこれらを交換した場合(部品Xのみを交換した場合でも同じ)、(b)に示すように、下位装置20には、共通証明書セットのみが記憶され、個別証明書セットは記憶されていない状態となる。この状態において、上位装置10がこの下位装置20を共通証明書セットに含まれる下位装置用共通公開鍵証明書を用いた認証処理によって認証すると、個別証明書セットを下位装置20に送信し、これを個別証明書セット記憶領域に設定させる。そしてこの後は、この個別証明書セットに含まれる下位装置用個別公開鍵証明書を用いて認証可能な状態となる。

20

【0067】

しかし、その後(c)に示すように下位装置20から部品Xを取り外して部品Xと同様な記憶領域を有する偽部品Xを装着した場合、(b)の場合と同様に下位装置20に共通証明書セットのみが記憶された状態となるため、上位装置10は再度下位装置20に個別証明書セットを送信して記憶させてしまう。そして、証明書の記憶領域を設ける部品自体はメモリカード等の汎用性の高い部品とすることも多いため、正規の部品Xと同様な記憶領域を設けることのできる偽部品Xを入手することは容易である場合が多い。従って、偽部品への交換を繰り返すことにより、ユーザは正規の個別証明書セットを記憶させた偽部品Xを大量に取得し、場合によっては成りすまし等に悪用することも可能になってしまうという問題があるのである。なお、部品Yさえ正規のものを使用すれば、正規の部品Xを一切使用しなくても上記と同様なことが可能になってしまう。

30

【0068】

次に、この実施形態の構成及びその効果について、図10を用いて説明する。図10は、下位装置20における、証明書の記憶領域を設ける交換部品の構成及びその効果について説明するための図である。

この実施形態の下位装置20においては、上記の問題を解決するため、図9(a)に示した比較例の構成とは異なり、図10(a)に示すように、個別証明書セットを記憶する記憶領域と、共通証明書セットを記憶する記憶領域とを両方とも、交換可能な最小単位の交換部品上に設けている。しかし、このような構成を採る場合でも、証明書の特性は変わらないので、この部品Aを、共通証明書セットのみ予め記憶させ、個別証明書セットは記憶させない状態で製造することになる点は、図9(a)の場合と同様である。

40

【0069】

ここで、下位装置20において部品Aが破損等してこれらを交換した場合、図10(b)に示すように、下位装置20には、共通証明書セットのみが記憶され、個別証明書セットは記憶されていない状態となる。そして、図9(b)の場合と同様に、上位装置10がこの下位装置20を下位装置用共通公開鍵証明書を用いた認証処理によって認証すると、個別証明書セットを下位装置20に送信して設定させ、下位装置用個別公開鍵証明書を用いて認証可能な状態とする。

50

【 0 0 7 0 】

しかし、その後図 1 0 (c) に示すように下位装置から部品 A を取り外して部品 A と同様な記憶領域を有する偽部品 A を装着した場合でも、偽部品 A は正しい共通証明書セットを記憶していない。正当なベンダー以外は正しい共通証明書セットを知らないため、正しい共通証明書セットを記憶した偽部品 A を製造することができないためである。従って、図 9 (c) の場合とは異なり、下位装置 2 0 は上位装置 1 0 に認証を受けることができないので、上位装置 1 0 が下位装置に個別証明書セットを送信して記憶させてしまうこともない。従って、部品 A をハードウェアとしては汎用性の高い部品で構成したとしても、個別証明書セットを偽部品 A に不正に設定されてしまうことを防止できる。

部品 A を取り外して別の正規の部品 A に交換した場合には、新たな個別証明書セットがそこに記憶されることになるが、正規の部品 A であれば、ベンダー側が流通をコントロールすることが可能であるので、ユーザに必要以上の数の部品 A を供給しないようにすればよい。

10

【 0 0 7 1 】

この通信システムにおいては、以上のような構成を採ることにより、個別証明書を不正に取得されることを防止し、成りすまし等の危険を低減して通信の高い安全性を維持することができる。

なお、ここでいう交換可能な最小単位の交換部品とは、ユーザの作業やサービスマンによる出張メンテナンス等の作業によって交換可能な部品のうち、交換する場合にはその全部を交換する必要がある部品を指すものとする。例えば ROM 2 2 や RAM 2 3 を構成するフラッシュメモリや NV RAM 等を備えたメモリカードやメモリユニット、あるいは CPU 2 1 と共に書き換え可能な不揮発性メモリを搭載した CPU ボード等が考えられる。しかし、例えば、CPU ボード上に複数のメモリチップが搭載されており、工場等で特殊な設備を使用すればこれらを個別に交換可能であったとしても、ユーザの作業やサービスマンによる出張メンテナンス等の作業では通常交換できない場合には、それは交換可能とは言わないものとする。

20

【 0 0 7 2 】

次に、このような証明書セットの記憶領域を設けた部品 A 及びその部品 A を装着した下位装置 2 0 の製造工程について説明する。

まず、これらの製造工程の概略を図 1 1 に示す。この図においては、証明書セットの設定に関する部分を中心に示し、それ以外の部分については大幅に簡略化して示している。

30

【 0 0 7 3 】

この図に示すように、下位装置 2 0 を製造する場合、まず部品製造工程において証明書セットの記憶領域を設けた部品 A を製造するが、この工程では、部品 A を組み立て、検査して、その後工場のソフトウェア複写装置 1 3 0 によって下位装置 2 0 用の共通証明書セットを書き込む。この時点では、ソフトウェア複写装置 1 3 0 と部品 A との間でネットワークを介した安全な通信経路を設けることはできないし、共通証明書セットは漏洩した場合の影響が個別証明書セットの場合より大きいため、書き込みは専用の治具を用いて直接行うようにしている。またこの時、下位装置 2 0 の制御に使用するソフトウェアのうち部品 A に記憶させるものも同時に書き込むようにするとよい。

40

以上で部品 A が完成し、これを部品として流通させる場合には、梱包した上出荷することになる。

ここで、共通証明書セットは、部品 A を装着する装置の機種や階位に応じて定まるので、これを予めソフトウェア複写装置 1 3 0 に記憶させておけばよい。また、部品 A が規格化されたメモリカード等の場合には、組み立てる必要がない場合もある。

【 0 0 7 4 】

一方、部品 A を下位装置 2 0 の製造に使用する場合には、共通証明書セットを書き込んだ部品 A を製品組み立て工程に回し、これを組み立て中の下位装置 2 0 の本体部に装着する。そして、下位装置 2 0 の組み立てが完了した後、その機能検査を行い、合格した装置に機番を付与する。その後、その機番を装置の識別情報として個別公開鍵証明書に含む個

50

別証明書セットを、証明書書き込み装置 160 によって下位装置 20 に記憶させ、また装置の機番情報や初期設定値もこの工程で記憶させる。その後、外観を検査し、梱包して出荷する。

以上の工程で下位装置 20 を製造することができる。また、記憶させる共通証明書セットは異なるが、上位装置 10 についても同様な工程で製造することができる。なお、部品製造工程と製品組み立て工程とは、別々の工場で行われることが多い。

【0075】

また、図 12 に部品 A に各証明書セットを記憶させる工程の説明図を示す。

この図に示すように、部品 A には部品製造工程において共通証明書セットのみを記憶させ、個別証明書セットは記憶させない。そしてこの状態で、製品組み立て工程で新しい装置の組み立てに用いる部品と、市場に販売済の装置のための交換部品（サービスパーツ）とのどちらの用途にも使用できる部品として完成する。

そして、部品 A が装置の組み立て工場において製品組み立て工程で装置に装着された場合には、その装置が検査に合格し、装置に機番が付与された後で、証明書書き込み装置 160 によって個別証明書セットが書き込まれる。このとき、機番情報入力装置 161 から証明書書き込み装置 160 に書き込み対象の装置の機番を入力し、証明書書き込み装置 160 がその機番の情報を識別情報として含む個別証明書セットを取得して書き込むことになる。この個別証明書セットは、個別証明書を管理する CA である証明書管理装置 50 が発行するものである。

【0076】

なおこのとき、証明書書き込み装置 160 と下位装置 20 とを接続した上で、証明書書き込み装置 160 から下位装置 20 のレスキュー URL に通信を要求し、下位装置 20 に記憶している共通証明書セットを用いて、SSL による認証処理を行う。そして、証明書書き込み装置 160 が下位装置 20 が正当な装置であると認証した場合に証明書設定要求と共に個別証明書セットを送信して部品 A の個別証明書セット記憶領域に書き込ませるようにしている。

【0077】

ここで、個別証明書セットを書き込む際に下位装置 20 側で実行する処理を図 13 のフローチャートに示す。

下位装置 20 は、通信相手がレスキュー URL に通信を要求してきた場合、図 13 のフローチャートに示す処理を開始する。

この処理においては、まずステップ S201 で、通信相手（ここでは証明書書き込み装置 160）に認証を受けるために下位装置用共通公開鍵証明書を、下位装置用共通私有鍵で暗号化した第 1 の乱数と共に通信相手に送信する。この処理は、図 20 のステップ S21 及び S22 の処理に相当する。

【0078】

通信相手は、下位装置 20 が送信した証明書と乱数を受信すると、これを用いて認証処理を行い、その結果を応答として返してくる。また、認証が成功していれば、共通鍵の種類を下位装置 20 に送信すると共に共通鍵を作成して以後の通信に使用するようになる。ここでの認証には、下位装置認証用共通ルート鍵証明書を使用し、この処理は図 20 のステップ S12 乃至 S17 の処理に相当する。

下位装置 20 は、この認証結果を受け取ると、ステップ S202 で認証が成功したか否か判断し、失敗であればそのまま処理を終了するが、成功していればステップ S203 に進んで受信した共通鍵の種類を用いて共通鍵を作成して以後の通信に使用するようになる。これらの処理は、図 20 のステップ S25 及び S26 の処理に相当する。

【0079】

その後、ステップ S204 で要求の受信を待ち、要求を受信するとステップ S205 に進む。そして、図 4 を用いて説明したように、下位装置 20 の要求管理部 44 は、共通公開鍵証明書を用いた認証を行った場合には、証明書設定動作のみを許可するようにしているので、ステップ S205 で受信した要求が証明書設定要求か否かを判断する。そして、

証明書設定要求でなければその要求は無視してステップS 2 0 4に戻って次の要求を待つ。ここで、要求を受け付けられない旨の応答を返すようにしてもよい。

【 0 0 8 0 】

ステップS 2 0 5で証明書設定要求であれば、ステップS 2 0 6に進んで証明書設定要求と共に受信（通信相手から取得）した証明書セットを部品Aの個別証明書セット記憶領域に記憶させて図6（a）に示した個別証明書セットをその内容に設定する。この処理において、下位装置20のCPU21が個別証明書設定手段として機能する。

その後、ステップS 2 0 7で設定結果を応答として送信元に通知して処理を終了する。

下位装置20がこのような処理を実行することにより、証明書書き込み装置160が、下位装置20が個別証明書セットの書き込み対象であることについて少なくとも最低限の確認を行うことができるので、全く異なる装置に誤って個別証明書セットを送信してしまうような事態を防止できる。

【 0 0 8 1 】

また、証明書書き込み装置160側にも共通証明書セットを記憶させ、認証処理において下位装置20との間で相互認証を行うようにしてもよい。この場合に使用する共通証明書セットは、上位装置10に記憶させるものと同じものになり、下位装置20側の認証処理も、図18に示した処理に対応したものになる。そして、このようにすれば、下位装置20側でも、不正な証明書書き込み装置から送られてくる個別証明書セットを設定してしまうことがないようにすることができる。

さらに、通信要求について、下位装置20側から証明書書き込み装置160に対して通信要求を行うようにすることも考えられる。この場合でも、証明書書き込み装置160と下位装置20とが共通公開鍵証明書を用いた認証処理を行い、これが成功した場合に証明書書き込み装置160が下位装置20に個別証明書を送信して設定させることは、上述の処理の場合と同様である。

【 0 0 8 2 】

一方で、図12において、部品Aがサービスパーツとして出荷され、設置先で稼働中の下位装置20に装着された場合には、その下位装置20と対応する上位装置10によって個別証明書セットが書き込まれることになる。このとき、機番情報入力装置171から上位装置10に書き込み対象の装置の機番を入力し、上位装置10がその機番の情報を識別情報として含む個別証明書セットを証明書管理装置50に発行させ、これを取得して下位装置20に設定させることになる。下位装置20の機番等の識別情報については、上位装置10からの要求に応じて下位装置20から上位装置10に送信させるようにしてもよい。

【 0 0 8 3 】

なおこのとき、上位装置10から下位装置20のレスキューURLに通信を要求し、下位装置20に記憶している共通証明書セットを用いて、SSLによる認証処理を行う。そして、上位装置10が下位装置20は正当な装置であると認証した場合に個別証明書セットを送信して部品Aの個別証明書セット記憶領域に設定させるようにしている。この場合に下位装置20側で行う処理は、図13のフローチャートに示したのと同じものである。もちろん、相互認証を行うようにしてもよい。このことによる効果は、証明書書き込み装置160によって書き込む場合と同様であるが、どのような装置と接続されるかわからない出荷後の方が、接続対象が限定される工場内においてよりも安全性向上の要求は強いと言える。

また、下位装置20が上位装置10に通信要求を行うようにしてもよいことも、上述の証明書書き込み装置160によって書き込む場合と同様である。

【 0 0 8 4 】

以上の説明から明らかなように、下位装置20に対して、工場での生産時と市場での部品交換時とにおいて全く同じ手順で個別公開鍵証明書を記憶させることができる。

図6及び図7を用いて説明した通り、この通信システムを構成する下位装置20には、その機番情報を装置の識別情報として付された個別公開鍵証明書を記憶させるようにして

10

20

30

40

50

いる。一方で、機番は、装置の組み立てが完了し、機能の検査に合格した装置に付すようにしたいという要求がある。なぜなら、検査前に機番を付してしまうと、検査に不合格となった装置の機番が欠番になってしまい、このような欠番があるとその後の製品管理に不都合があるためである。

【 0 0 8 5 】

従って、この要求を満たしつつ、機番情報を装置の識別情報として付された公開鍵証明書を装置の製造工程で記憶させるとすると、必然的に組み立てが全て完了した状態で行うことになる。そして、このような状態においては、共通証明書セットの場合のように特殊なインタフェース（専用の治具）を用いて証明書を記憶させるよりも、下位装置 2 0 が備え、かつ通常使用するインタフェースを介して記憶させる方が好ましい。デザインや機能上の制約から、特殊なインタフェースの接続口は、作業しやすい位置や構成では設けにくいためである。

10

【 0 0 8 6 】

ここで説明した下位装置 2 0 は、ネットワークを介して個別証明書セットを書き込むことが可能であるので、装置の組み立て完了後であっても、装置に備えているネットワークケーブルの接続 I / F を介して証明書書き込み装置 1 6 0 と接続し、個別証明書セットの書き込み作業を行うことができる。従って、効率のよい作業を行うことができるし、作業中に装置を破損等してしまう危険も極めて少ない。また、この書き込み工程において通信を暗号化できるので、個別証明書セットを安全に記憶させることができる。

【 0 0 8 7 】

20

なお、個別証明書と共通証明書とでは用途も機能も異なるため、図 1 2 に示したように、これらの証明書は別々の C A が発行するようにすることが好ましい。

すなわち、共通証明書は同じ階位の装置全てに同じものを記憶させるため、共通ルート私有鍵が漏洩するとセキュリティの維持が著しく困難になるので、秘密保持を特に厳重に行う必要がある。一方で、各装置について個別に異なる証明書を作成して記憶させる必要はない。そこで、安全性を重視し、外部からアクセス不能な C A を用いるとよい。

【 0 0 8 8 】

一方、個別証明書は必要に応じて更新できるため、個別ルート私有鍵が漏洩したとしても、これを更新すればセキュリティを保つことができる。そして、装置毎に個別に証明書を作成して記憶させる必要があることから、インターネット等のオープンネットワークに接続した C A を用いるとよい。

30

なお、C A をさらに細分化し、下位装置用の証明書を発行する C A ，上位装置用の証明書を発行する C A 等、証明書を発行する対象の装置の階位に応じて C A を分けるようにしてもよい。

また、個別証明書と共通証明書とで全く形式の異なるデジタル証明書を使用することも可能である。

【 0 0 8 9 】

次に、上述した製品組み立て工程において個別証明書セットを下位装置 2 0 に設定するために使用する設備について説明する。図 1 4 はその概略構成を示すブロック図である。

この図に示すように、製品組み立て工程を行う生産工場 E には、個別証明書セットを設定するための設備として、生産管理システム 1 4 0 ，通信端末 1 5 0 ，証明書書き込み装置 1 6 0 が設置されている。

40

そして、生産管理システム 1 4 0 は、上位装置 1 0 や下位装置 2 0 等の装置の日々の生産台数を管理する。

【 0 0 9 0 】

通信端末 1 5 0 は、証明書データベース (D B) 1 5 4 a ，入力装置 1 5 6 ，表示装置 1 5 7 を備えている。そして、生産管理システム 1 4 0 からその日の機種別の生産台数及び付与予定の機番の情報（ここでは機種コードとシリアル番号とを含めた情報）を取得する。また、その情報に基づいて、個別公開鍵証明書を発行する C A である証明書管理装置 5 0 に生産予定の装置に記憶させるべき個別証明書セットを発行させ、これを入手して証

50

明書 D B 1 5 4 a に記憶させる。

証明書書き込み装置 1 6 0 は、機番情報入力装置 1 6 1 を備えており、装置の生産時にその機番情報入力装置 1 6 1 から生産中の装置の機番の入力を受け付ける。そして、これが入力された場合に、その機番に対応する証明書を通信端末 1 5 0 から入手し、それに対応する装置へ送信してその装置の不揮発性メモリに設けた個別証明書セット記憶領域に設定させる。下位装置 2 0 を生産する場合には、部品 A に設けた記憶領域に設定させることになる。

【 0 0 9 1 】

次に、図 1 5 に生産工場 E における通信端末 1 5 0 および証明書書き込み装置 1 6 0 の周辺の状況の概略を示す。

生産工場 E においては、通信端末 1 5 0 は、セキュリティ面を考慮して管理者室 F に設置している。そして、その管理者室 F は、特定の管理者しか入れないように、ドア G に鍵をかけるようにしており、通信端末 1 5 0 は、特定の ID とパスワードが入力された場合にのみ操作できるようにしている。

またこの例では、生産工場 E には上位装置 1 0 の生産用ライン 1 0 0 1 と下位装置 2 0 の生産用ライン 1 0 0 2 とを設けている。そして、その各生産用ライン毎に証明書書き込み装置 1 6 0 (1 6 0 a , 1 6 0 b) を設置している。

【 0 0 9 2 】

そして、各証明書書き込み装置 1 6 0 にはそれぞれ、機番情報入力装置 1 6 1 (1 6 1 a , 1 6 1 b) と接続するための機番情報入力用 I / F 1 6 2 (1 6 2 a , 1 6 2 b) 、および生産する装置 (上位装置 1 0 及び下位装置 2 0) と接続するための書き込み用 I / F 1 6 5 (1 6 5 a , 1 6 5 b) がそれぞれ接続されている。

このような生産ラインにおいては、例えば下位装置 2 0 を生産する場合、機能検査に合格した装置に識別番号を付与する際に、定格銘板を貼付する。この定格銘板の例を図 1 6 に示すが、定格銘板には、定格電圧、消費電力等の情報と共に、装置の機番を記載している。そしてさらに、この機番の情報を示すバーコード B C も記載している。

【 0 0 9 3 】

そして、個別証明書セットの設定工程においては、まず書き込み用 I / F 1 6 5 としてクロスケーブルを用いて証明書書き込み装置 1 6 0 と設定対象の下位装置 2 0 を接続する。ここでクロスケーブルを用いるのは、生産される各装置は初期値として同じ IP アドレスを有しており、証明書書き込み装置 1 6 0 と LAN 接続すると、IP アドレスが重複してしまうためである。

続いて機番情報入力装置 1 6 1 としてバーコードリーダを用い、定格銘板上のバーコード B C を読み取って作業対象の装置の機番の情報を証明書書き込み装置 1 6 0 に入力する。すると、証明書書き込み装置 1 6 0 がその機番に対応する証明書を通信端末 1 5 0 から入手し、書き込み用 I / F 1 6 5 を介して接続する下位装置 2 0 へ送信してその装置の部品 A に設けた個別証明書セット記憶領域に設定させる。

以上の作業及び処理により、生産する各下位装置 2 0 に、その機番情報を装置の識別情報として付された個別公開鍵証明書を簡単な作業で記憶させることができる。

【 0 0 9 4 】

なお、以上説明した実施形態では、上位装置 1 0 と下位装置 2 0 を始めとする各装置間で、図 1 8 あるいは図 2 0 を用いて説明したような SSL に従った認証を行う場合の例について説明した。しかし、この認証が必ずしもこのようなものでなくてもこの実施形態は効果を発揮する。

SSL を改良した TLS (Transport Layer Security) も知られているが、このプロトコルに基づく認証処理を行う場合にも当然適用可能である。

【 0 0 9 5 】

また、上述した実施形態では、装置の識別情報が付された個別証明書と、装置の識別情報が付されていない共通証明書とを用いる例について説明したが、前者はセキュリティ強度が高い証明書、後者はセキュリティ強度が低い証明書と捉えることもできる。

10

20

30

40

50

一般に、セキュリティ強度が高い証明書には、多くの情報を記載する必要があったり、輸出制限があったり特殊な認証処理プログラムが必要であったりして利用可能な環境が限られていたりするため、全ての装置に同じように記憶させて認証処理に用いることが難しい場合がある。一方で、セキュリティ強度が低い証明書であれば、このような制限が少なく、全ての装置に同じように記憶させて認証処理に用いることが比較的容易であると考えられる。

【 0 0 9 6 】

そこで、セキュリティ強度が低い証明書を記憶させた装置を製造・販売した上で、利用環境に合わせてセキュリティ強度が高い証明書を事後的に記憶させることができるようにしたいという要求がある。このような場合に、上述した実施形態の構成を利用し、セキュリティ強度が高い証明書を記憶する記憶領域とセキュリティ強度が低い証明書を記憶する記憶領域とを、交換可能な最小単位の交換部品に設けることにより、セキュリティ強度が高い証明書を不正に取得されることを防止し、成りすまし等の危険を低減して通信の高い安全性を維持することができる。

10

【 0 0 9 7 】

また、上述した実施形態では、証明書管理装置 5 0 を上位装置 1 0 と別に設ける例について説明したが、これと一体として設けることを妨げるものではない。この場合、証明書管理装置 5 0 の機能を実現するための CPU, ROM, RAM 等の部品を独立して設けてもよいが、上位装置 1 0 の CPU, ROM, RAM 等を使用し、その CPU に適当なソフトウェアを実行させることにより、証明書管理装置 5 0 として機能させるようにしてもよい。

20

このような場合において、証明書管理装置 5 0 と、これと一体になっている上位装置 1 0 との間の通信には、ハードウェアを証明書管理装置 5 0 として機能させるためのプロセスと、ハードウェアを上位装置 1 0 として機能させるためのプロセスとの間のプロセス間通信を含むものとする。

【 0 0 9 8 】

さらに、上述した実施形態では、証明書管理装置 5 0 がルート鍵やデジタル証明書を自ら作成する例について説明したが、証明書管理装置 5 0 は鍵や証明書の管理を専門に行い、他の装置からルート鍵やデジタル証明書の供給を受けてこれらを取得するようにしてもよい。

30

【 0 0 9 9 】

また、上述した実施形態では、通信システムを上位装置 1 0 と下位装置 2 0 のみによって構成したが、他の装置を含めて構成するようにしてもよい。例えば、上位装置 1 0 と下位装置 2 0 との間の通信を仲介する仲介装置を設け、上位装置 1 0 と下位装置 2 0 とがこの仲介装置を介して要求や応答を授受するようにしてもよい。あるいは、上位装置 1 0 の更に上位の装置を設けてもよい。この場合には、上位装置 1 0 を「下位装置」、その更に上位の装置を「上位装置」と見れば、これらの装置についても上述した実施形態の場合と同様な取り扱いが可能である。

【 0 1 0 0 】

また、従来から、通信機能を備えたプリンタ、ファクシミリ (F A X) 装置、デジタル複写機、スキャナ装置、デジタル複合機等の画像処理装置を被管理装置とし、これらの被管理装置と通信可能な管理装置によってこれらの被管理装置を遠隔管理する遠隔管理システムが提案されている。

40

例えば、画像形成手段を備えた画像処理装置については、感光体静電プロセスを用いて普通紙に画像形成するものが一般的であるが、このような感光体静電プロセスを行う機構からは、トラブル (異常) が発生する割合も高く、更に性能維持のための定期的なオーバーホールの必要性から、保守管理のサービス体制を採っている。

そして、この保守管理を充実させる目的で、画像形成装置を被管理装置とする遠隔管理システムとして、画像形成装置の内部又は外部に通信装置を設け、画像形成装置とサービスセンタ (管理センタ) に設置された管理装置とを公衆回線 (電話回線) を介して接続し

50

、画像形成装置の異常発生時にその旨を管理装置に通報するようにしたものが既に開発され運用されている。

【0101】

上述した実施形態は、このような遠隔管理システムにも適用可能であり、この場合、被管理装置を下位装置とし、被管理装置を管理する管理装置やユーザ環境内において複数の被管理装置の情報を取りまとめるような装置を上位装置とするとよい。

遠隔管理を行う場合には、被管理装置の近くに管理装置の操作者がいないことが多いため、被管理装置の特定は、通信によって行う必要がある。そして、通信によって特定された被管理装置が確かにその装置であることを保証する仕組みが必要になる。従って、上述の実施形態で説明したように個別公開鍵証明書を用いた認証を容易に運用できるようにすることによる効果は大きい。

10

【0102】

なお、遠隔管理の対象としては、画像処理装置に限られず、ネットワーク家電、自動販売機、医療機器、電源装置、空調システム、ガス・水道・電気等の計量システム、自動車、航空機あるいは汎用コンピュータ等の種々の電子装置に通信機能を持たせた通信装置を被管理装置とすることが考えられる。ただし、下位装置20が遠隔管理システムにおける被管理装置に限られるものでないことも、もちろんである。

【産業上の利用可能性】

【0103】

以上説明してきたように、この発明の通信装置、通信システム、通信方法あるいはプログラムを用いれば、通信手段によって通信相手と通信可能な通信装置あるいはこのような通信装置を備える通信システムにおいて、セキュリティを維持しながら、認証に必要な証明書を記憶する部品を交換する必要が生じた場合でも、容易かつ速やかに正常な認証が行える状態に容易に回復させることができる。

20

従って、この発明を、このような通信装置あるいは通信システムに適用することにより、より安全性の高い装置あるいはシステムを提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0104】

【図1】この発明の通信システムの実施形態の構成を示すブロック図である。

【図2】図1に示した上位装置及び下位装置のハードウェア構成を示すブロック図である

30

。【図3】同じく上位装置及び下位装置の遠隔管理及び証明書の設定に関わる部分の機能構成を示す機能ブロック図である。

【図4】図3に示した要求管理部における動作の実行可否の判断基準を示す図である。

【図5】図1に示した通信システムにおける上位装置と下位装置との間の通信方式の概要を示す説明図である。

【図6】図1に示した上位装置及び下位装置が記憶する認証情報について説明するための図である。

【図7】図6に示した下位装置用個別公開鍵証明書に含まれる情報の例を示す図である。

【図8】図1に示した上位装置及び下位装置が個別公開鍵証明書と共通公開鍵証明書とを使い分けるための構成について説明するための図である。

40

【図9】図1等に示した実施形態の比較例における、証明書の記憶領域を設ける交換部品の構成及びその問題点について説明するための図である。

【図10】図1に示した下位装置における、証明書の記憶領域を設ける交換部品の構成及びその効果について説明するための図である。

【0105】

【図11】図10に示した部品A及びその部品Aを装着した下位装置の製造工程の概略を示す図である。

【図12】その部品Aに各証明書セットを記憶させる工程について説明するための図である。

50

【図 1 3】図 1 2 に示した工程において下位装置に個別証明書セットを書き込む際に下位装置側で実行する処理を示すフローチャートである。

【図 1 4】図 1 1 及び図 1 2 に示した製品組み立て工程において個別証明書セットを下位装置に設定するために使用する設備の概略を示す図である。

【図 1 5】生産工場における、図 1 4 に示した通信端末および証明書書き込み装置の周辺の状況の概略を示す図である。

【図 1 6】機能検査に合格した装置に識別番号を付与する際に貼付する定格銘板の例を示す図である。

【図 1 7】図 1 に示した通信システムについて、下位装置を複数設けた場合の構成について説明するための図である。

【図 1 8】2つの通信装置がSSLに従った相互認証を行う際の各装置において実行する処理のフローチャートを、その処理に用いる情報と共に示す図である。

【図 1 9】図 1 8 に示した認証処理におけるルート鍵、ルート私有鍵、および公開鍵証明書の関係について説明するための図である。

【図 2 0】2つの通信装置がSSLに従った片方向認証を行う際の各装置において実行する処理を示す、図 1 8 と対応する図である。

【符号の説明】

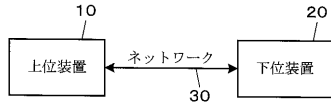
【0106】

10 ... 上位装置、11 ... CPU、12 ... ROM、13 ... RAM、14 ... HDD、
 15 ... 通信 I / F、16 ... システムバス、20, 20 ... 下位装置、
 31, 41 ... HTTPSクライアント機能部、32, 42 ... HTTPSサーバ機能部、
 33, 43 ... 認証処理部、34 ... 証明書更新要求部、35, 45 ... 証明書記憶部、
 44 ... 要求管理部、46 ... 状態通知部、47 ... ログ通知部、48 ... 証明書設定部、
 49 ... コマンド受信部、50 ... 証明書管理装置、60, 70 ... SOAPメッセージ、
 140 ... 生産管理システム、150 ... 通信端末、154a ... 証明書DB、
 156 ... 入力装置、157 ... 表示装置、160 ... 証明書書き込み装置、
 161 ... 機番情報入力装置、162 ... 機番情報入力用 I / F、
 165 ... 書き込み用 I / F、
 BC ... バーコード、E ... 生産工場、F ... 管理者室、G ... ドア

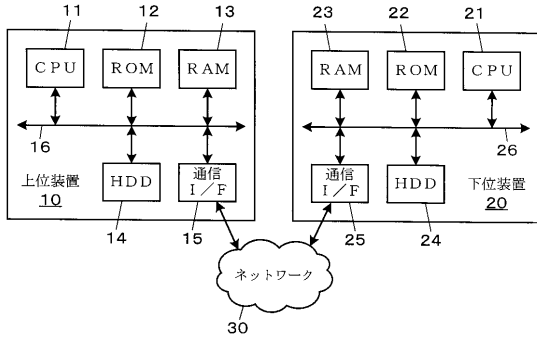
10

20

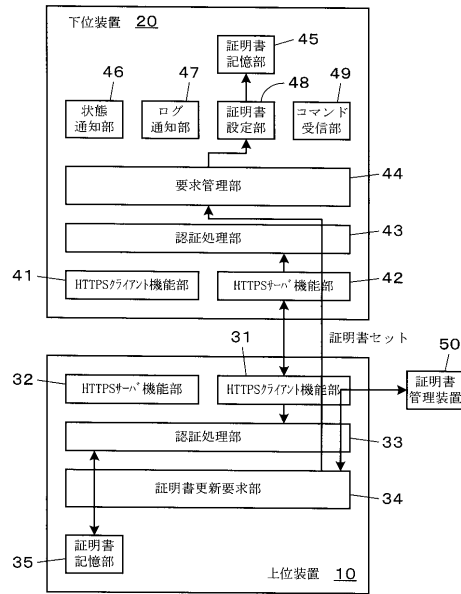
【図1】



【図2】



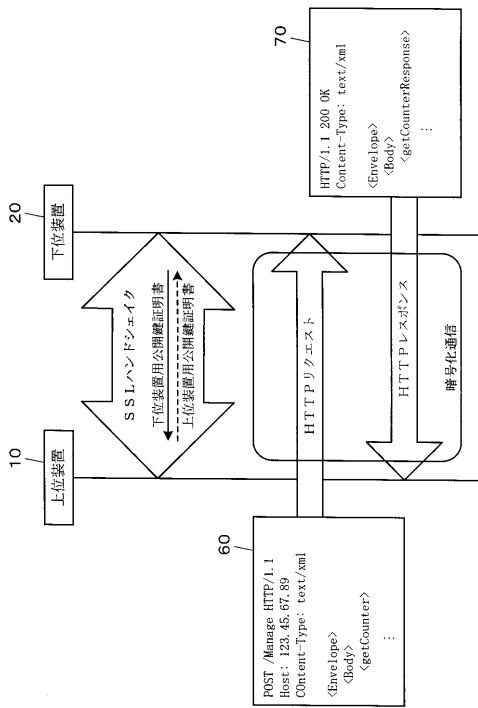
【図3】



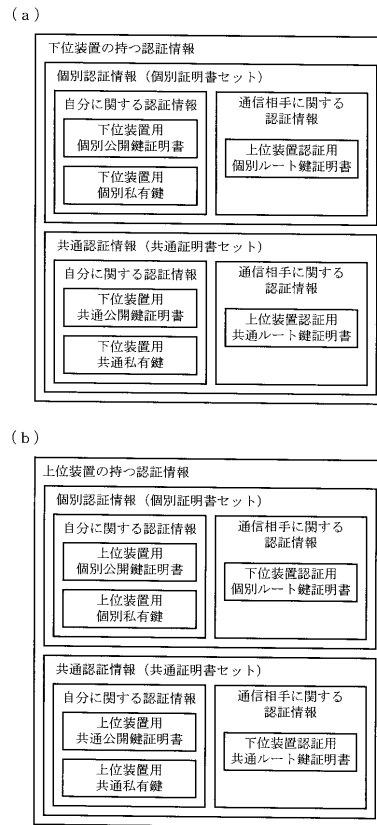
【図4】

	状態取得	ログ取得	証明書設定	コマンド実行
共通証明書	×	×	○	×
個別証明書	○	○	○	○

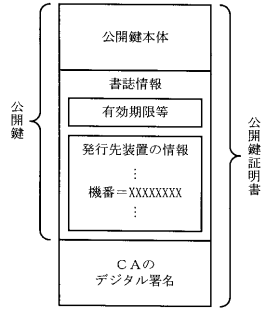
【図5】



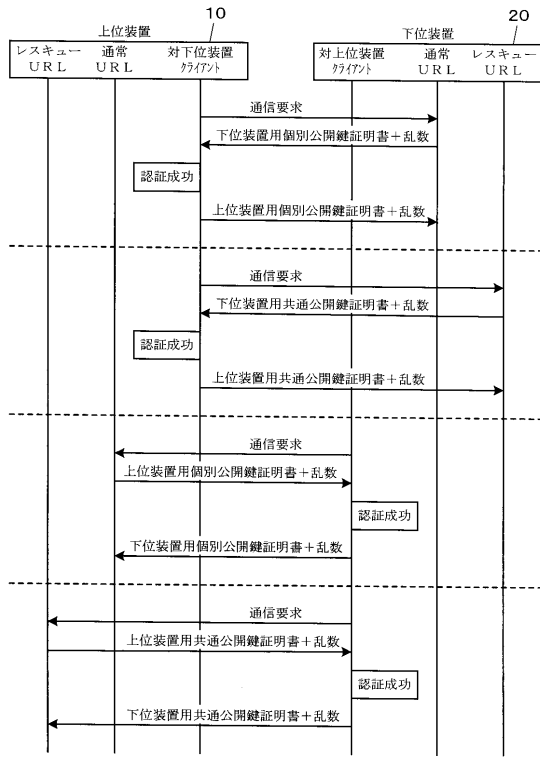
【図6】



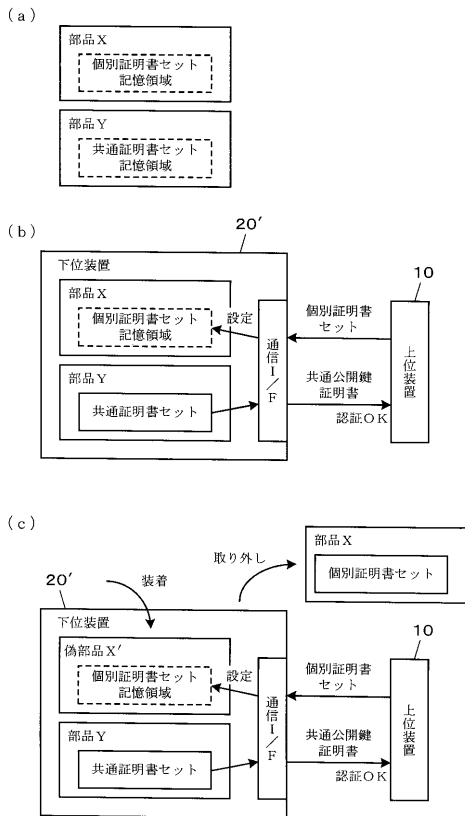
【図7】



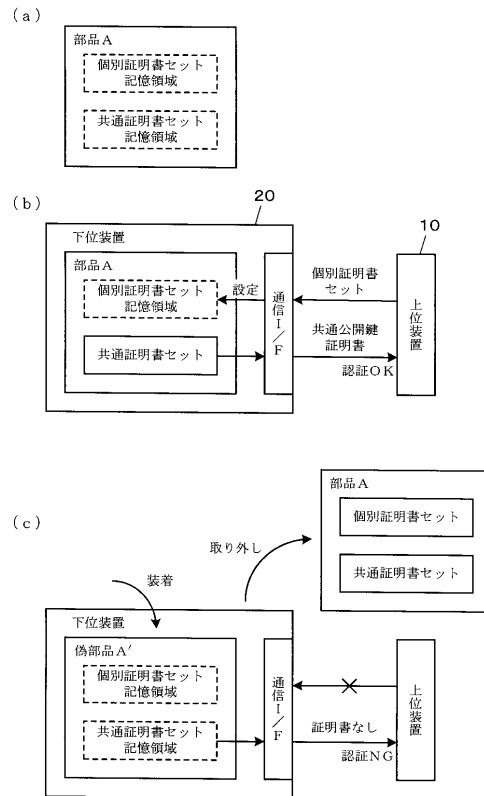
【図8】



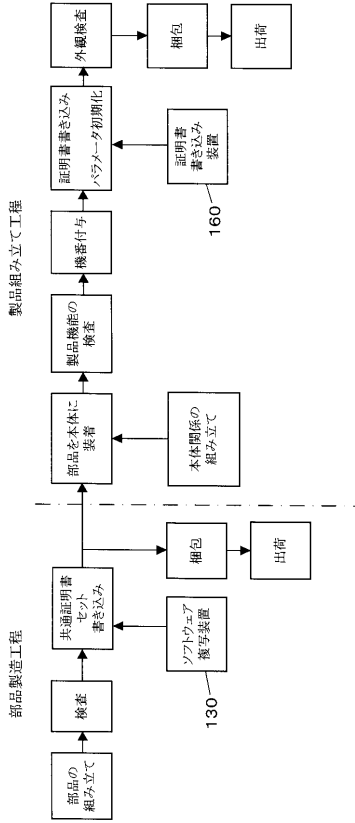
【図9】



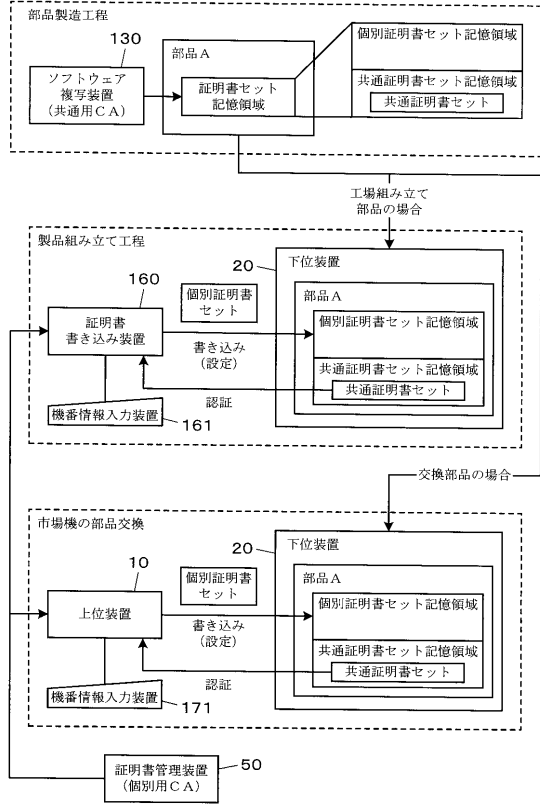
【図10】



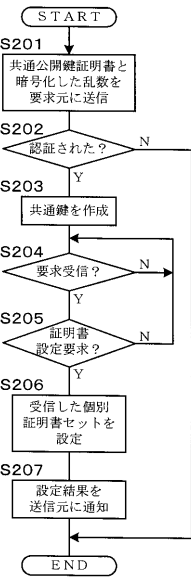
【図11】



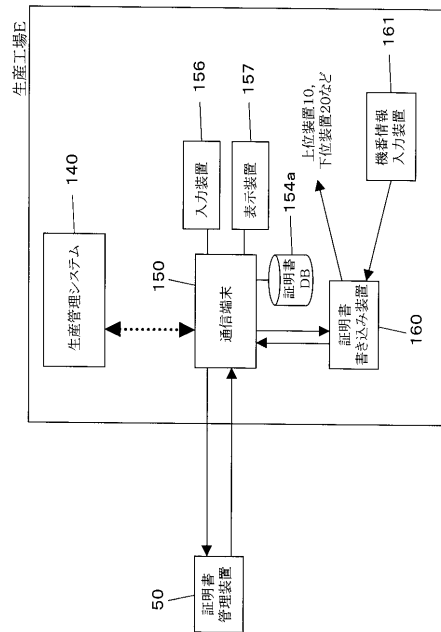
【図12】



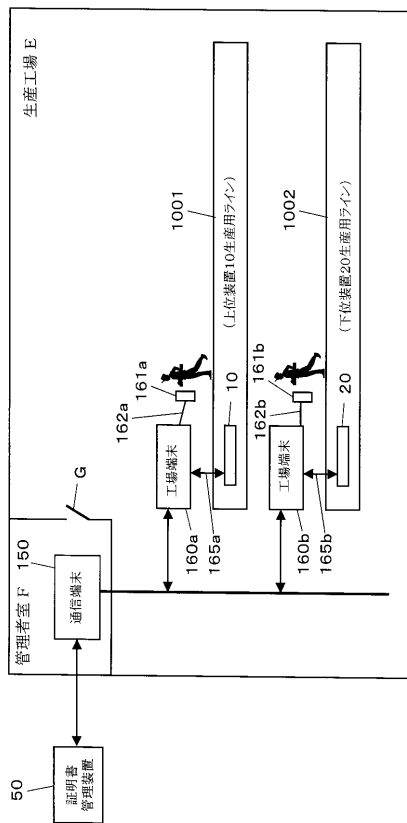
【図13】



【図14】



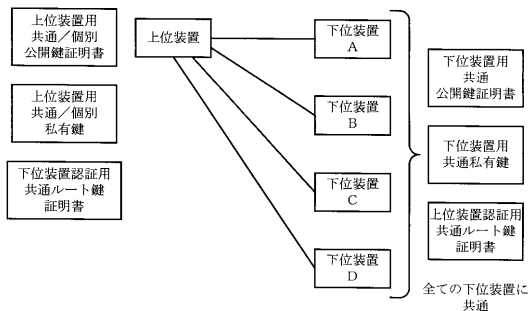
【図15】



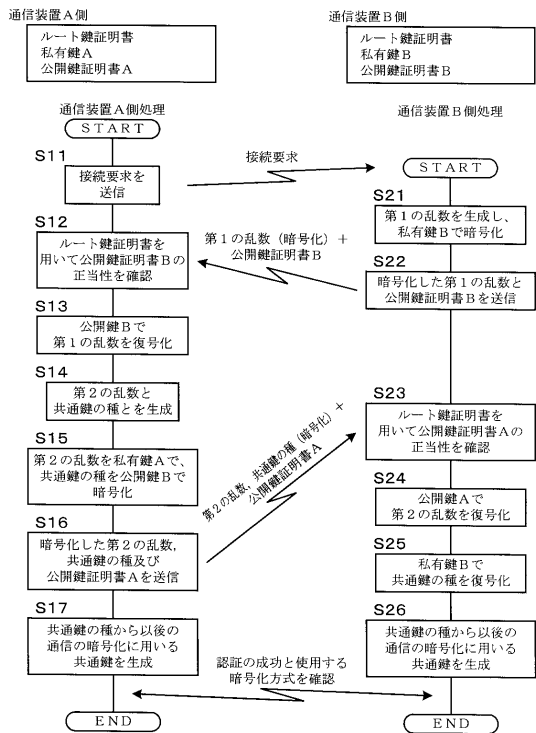
【図16】

AICOO 画像形成装置 TYPE-1			
定格電圧	定格消費電力	定格電流	機種コード
DC12V	3VA	0.25A	H100-00
機番	8909-123456		
	バーコード BC		

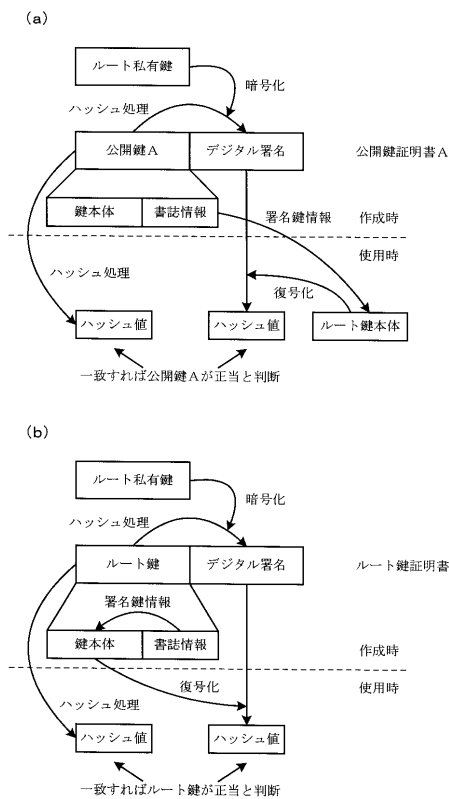
【図17】



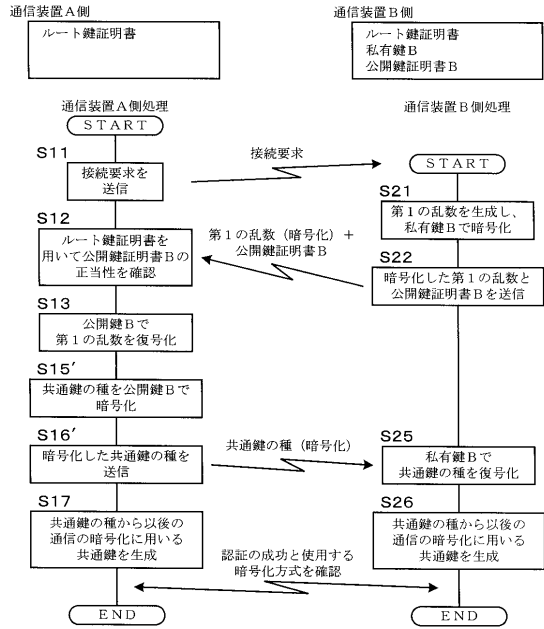
【図18】



【図19】



【図 20】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開平09 - 200194 (JP, A)
特開2001 - 094553 (JP, A)
特表2003 - 503963 (JP, A)
特開2003 - 006161 (JP, A)
特開2002 - 368733 (JP, A)
特開2001 - 266078 (JP, A)
特開平11 - 174956 (JP, A)
米国特許第05781723 (US, A)
Larry J. Hughes, Jr. 著 / 長原宏治 監訳, “インターネットセキュリティ”, 株式会社インプレス, 1997年 2月21日, 初版, p. 86 - 108, システム管理者のためのリスクマネージメント
Paul Ashley, Heather Hinton, Mark Vandenwauver, “Wired versus Wireless Security: The Internet, WAP and iMode for E-Commerce”, Proceedings of 17th Annual Computer Security Applications Conference (ACSAC 2001), 2001年, pp. 296-306

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04L 9/10
H04L 9/08
H04L 9/32